

別記様式第1号(第四関係)

身延町あけぼの大豆生産地区活性化計画

身延町

令和5年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称 身延町あけぼの大豆生産地区活性化計画

都道府県名 山梨県

市町村名 身延町

地区名(※1)

身延町あけぼの大豆生産地区計画期間(※2)

令和5年度～令和7年度

目 標 : (※3)

当地区の現状を踏まえ、大嘗祭への御供進や令和4年3月に地理的表示(GI)認定を受けた地域農産物「あけぼの大豆」を原料とした「あけぼの大豆味噌」の伝統食材を地域に伝承させるとともに、味噌作りを通して都市と農山村の交流を促進させるための施設改修整備を行う。一方で地元で収穫したあけぼの大豆による「あけぼの大豆味噌」のブランド化及び量産を目指した「あけぼの大豆味噌加工施設」を整備し、農家の所得向上を図るとともに地域活力の向上を目指す。

地域連携販売力強化施設である加工施設は、味噌づくり専門の加工施設として近年統合される旧給食センターの建物を味噌加工室、味噌貯蔵庫(熟成室)と作業室に改修する。

地域資源活用交流促進施設は近年、人気アニメ(ゆるキャン△)と連携したキャンプ場として、都市からの入込客が増加しており、シャワー室やコワーキングスペース、フリーWi-Fi等も整備されている「農村文化公園(道の駅しもべ)」を対象施設とし再整備することで、地域農産物である「あけぼの大豆」の活用を強化促進し、販売額の増加を図るとともに、これらの施設整備により地域間交流の拠点基地としての役割を持たせることにより、地域の生産者・事業者の活力向上の好循環の創出と、地域間交流の促進を図り、地域活性化を目指す。また両施設とも町内産の木材を使用し、地元林業活性化にも資する。

以上のことから具体的な目標数値は、道の駅しもべにおける販売額増は休業期間もあったため平成30年度～令和2年度の平均値38,016千円から2.7割増しの48,639千円を目標とする。交流人口の増加は同様に平成30年度～令和2年度の25,978人から1割増しの28,600人を目標とする。

加工施設は新規取り組みであることから、当地区における地域農産物及び加工品の販売額は令和7年度～令和9年度の平均値10,139千円を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要:

地区の概要:

本地区が位置する身延町は、山梨県南部に位置しており 町土の面積は、30,198haを有している。町の中央を日本三大急流の一つである富士川が北から南に流れ、この富士川に大小の支川が注いでいる。富士川を挟んで東西はそれぞれ急峻な山岳地帯が連なり、これらの山々は町土面積の8割を占める森林で覆われており、本町を特徴付ける緑豊かな景観を形成している。平坦地は富士川沿いと支川の中・下流域に帯状に分布し、市街地や集落、農用地として利用されている。令和2年の国勢調査における本町の人口は10,663人、世帯数は4,588世帯となっている。人口は近年、減少のペースは鈍ってはいるものの、平成22年(14,459人)～令和2年の10年間で見て3,796人(35.5%)減少しており、依然として減少傾向にある。年齢構成について見ると、山梨県全体の数値と比較しても少子・高齢化が顕著となっている。

本地区の主要農産物は、水稲、大豆、露地野菜(ばれいしょ、スイートコーン他)、果樹(うめ、かき、くり)、茶などとなっている。水田については、富士川流域の平坦部や波木井川流域に形成される。畑及び樹園地は、集落の点在する山腹の斜面に点在する。地域農産物のあけぼの大豆については、本地区を特徴付ける作物のひとつとなっており、固有名称の「あけぼの大豆」として大嘗祭にも御供進され、また令和4年3月には地理的表示(GI)保護制度に登録された。

現状と課題

身延町においては耕作放棄地化の進行が課題の一つとなっている。その要因としては鳥獣被害による営農意欲の衰退や農地の荒廃、農業従事者の高齢化、他産業への担い手の流出などが挙げられる。農村振興・地域活性化のためには、担い手の確保が急務であり、このためには効率的安定的な農業経営に取り組めるよう、農業用排水施設や農道、区画整理などの農業生産基盤の整備を推進する事により、耕作放棄地の解消、優良農地の確保・集積を積極的に進めることが必要とされている。

本事業において地域農産物のあけぼの大豆の提供や活用を通して加工品の生産及び体験による地域間交流を実施し、それに伴いあけぼの大豆の需要が高まり、あけぼの大豆の生産量が増える過程で、荒廃が進行した耕作放棄地を優良農地へと再生し、高い技術力を有する篤農家やこれからの農業を支える若き担い手等の農業者などへの農地集積を促進する。また施設整備(集出荷施設 等)を行い、統一した出荷基準・品質管理を行うことで高品質化を図り、あるいは町内の農作物をブランド化することで、消費者のニーズに合った商品を提供する取り組みを推進し、農業者等の所得向上を目指すことが重要となる。

一方で低迷してきた観光産業には明るい兆しが見えてきている。近年の人気アニメ「ゆるキャン△」ブームで舞台となった身延町に多くのアニメファンが訪問してきている。特にキャンプ施設のある農村文化公園(道の駅しもべ)は平日でもキャンプを楽しむ若者・家族連れが訪れるようになった。町もこのブームを好機ととらえ様々なイベントを催し知名度を上げつつある。

今後の展開方向等(※4)

現状と課題より、現在身延町には「あけぼの大豆地理的表示(GI)保護制度の獲得」と「人気アニメゆるキャン△ブーム」と言う2つの好機が訪れている。更に山梨県はSDGsの一環としてワーケーションを推進しており、身延町は「温泉・伝統・自然」をコンテンツとした農山村と都市交流を推進している。既に「身延町下部農村文化公園(道の駅しもべ)」ではキャンプ場とWi-fiを活用したワーキングスペースを提供しており好評を博している。あけぼの大豆に関しても地域内の団体があけぼの大豆を商品として加工し好評を得ており、耕作放棄地が増加する中、町内のあけぼの大豆耕作地は増加方向に転じている。一方で先の3町の合併により重複する公共施設が出てきており、不要な施設の使い道が論議されている。このような実態を踏まえた上で本計画を具体化・展開していくと、加工施設としては既に厨房が備わっており、味噌づくりには欠かせない熟成スペースを有する(旧)中富町学校給食センターを生産加工の整備対象施設とする。交流施設としてはゆるキャン△ブームで集客数が増えている「農村文化公園(道の駅しもべ)」の加工実習室を整備対象とする。両施設とも現役で使用されているが給食センターは昭和48年建設、平成9年厨房のみ改修、農村文化公園(道の駅しもべ)は平成7年建設、令和3年度にキャンプ場やワーキングスペース、フリーWi-Fi、シャワー室、子育て世代や女性に配慮した授乳室、多目的駐車場等を整備済であるが、それぞれ上記の目的で使用するには改修工事が必要となる。

これらの取り組みを通して、町内の担い手不測の解消や、当地区で収穫される地域特産物であるあけぼの大豆の提供及び活用を通し多くの人に知ってもらうことを通して、農産物の需要拡大、安定的な供給については農地保全に繋げ、最終的には耕作放棄地増加の抑制、地域住民の所得向上、定住促進に繋がられるような活性化を推進する。

【記入要領】

※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。

※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。

※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。

※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。
また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
身延町	身延町あけぼの大豆生産地区	㊸地域資源活用交流促進施設	身延町	有	ハ	
身延町	身延町あけぼの大豆生産地区	㊹地域連携販売力強化施設	身延町	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
身延町		農山漁村振興交付金(農泊推進対策)	みのぶ農泊地域連携協議会	有	

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

峡南道の駅ネットワーク協議会 峡南地域の5つの道の駅が連携し、一貫性をもち戦略的に情報・サービスを提供することにより、地域の魅力向上や周辺地域への経済波及効果の最大化が目的です。
--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域(※1)

身延町あけぼの大豆生産地区(山梨県身延町)	区域面積(※2)	30,113.7 ha
区域設定の考え方(※3)		
①法第3条第1号関係: 身延町全域の総面積30,198haのうち、用途区域に指定されている84.3haを除いた30,113.7haを対象地域とする。町全体の農林地面積は25,095haで83.3%を占めている。また753人の就業者数のうち農業従事者は97名で13%である。農業経営体数で見ると67経営体のうち個人経営体は63戸であるが、主業経営体は1経営体のみで、準主業は5経営体、残りの57経営体は副業的経営体である。経営農地規模も67経営体のうち約半数の38経営体が0.3~0.5haの小規模農業である。販売を目的とした作付け面積の状況は水稻8ha、小麦3ha、大豆17ha、その他7haと、大豆が群を抜いている。このことから身延町の農業は衰退方向には向かったものの、大豆の生産が救世主となることが予測される。(出展:国勢調査、農業センサス2020)		
②法第3条第2号関係: 身延町の人口は大正20(1945)年の40,091人をピークに、平成22(2010)年には14,462人、令和2(2020)年には10,663人とこの10年間で26%も減少している。さらに町全体の農業就業者も平成12(2000)年の農家数は92戸であったが令和2(2020)年には63戸とこの20年間で32%と急速に減少している。このことから農業関連の地域活性化は急務であり、農業・農産加工物を軸とした都市との人的交流、農産物の交流を可能とする施設整備が地域活性化の促進、引いては人口減少の歯止めには有効かつ適切である。(出展:国勢調査・住民基本台帳人口)		
③法第3条第3号関係: 計画対象地は用途区域外を対象としているため適切である。		

【記入要領】

※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別葉にして作成することも可能。

※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。

※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

4 活性化事業の実施に関する事項

該当なし

(注) 農地法、農振法、都市計画法の特例措置を必要とする場合に記載すること。

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の場合には、「10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項」を記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

1 活性化事業の用に供する土地に関する事項(※1)

土地番号	土地の所在	地番	地目		面積	土地利用区分(※2)		特例措置(※3)	備考
			登記簿	現況		農用地区域の内外	市街化調整区域の内外		
①									
②									
③									

2 施設の整備の内容

施設番号	種別(※4)	施設の種類	(当該施設が農振法上の農用地等に該当する場合は○)	規模・用途等(※5)	土地番号 (土地の所在)(※6)	備考
①						
②						
③						

【記入要領】

※1 活性化事業の用に供する土地について記載すること。

※2 活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が農用地区域内に存する場合には、「農用地区域の内外」欄に「○」を記載すること。
また、活性化事業の用に供する土地の一部又は全部が市街化調整区域内に存する場合には、「市街化調整区域の内外」欄に「○」を記載すること。

※3 「特例措置」の欄には、農山漁村活性化法の規定により適用を受ける特例措置の法律名及び条項を記載すること。具体的には、「農地法第4条第1項」、「農振法第15条の2第1項」、「都市計画法第29条第1項」又は「都市計画法第43条第1項」のいずれか該当するものを記載すること。

※4 「種別」には、新築、改築、用途変更の別を記載すること。

※5 「規模・用途等」には、建築面積及び施設の使用目的を記載すること。

※6 「土地番号(土地の所在)」は「1 活性化事業の用に供する土地に関する事項」の対応する「土地番号」を記載すること。

5 活性化事業の用に供するため農地を農地以外のものにする場合の記載事項

該当なし

(注) 農地法第4条に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添1) 農地法の特例措置」を添付すること。

1 概要

転用の時期(※1)	
転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要(※2)	

2 省令第7条各号の要件に該当する旨及びその理由

(注) 省令第7条第1号に該当する旨及びその理由のみ記載すればよい。

(注) 農用地区域からの除外を要さない場合、記載は不要である。

「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※3)

	規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ	
規則第7条第1号ロ	
規則第7条第1号ハ	
規則第7条第1号ニ	
規則第7条第1号ホ	
規則第7条第1号へ	(1)
	(2)
規則第7条第1号ト	

3 その他参考となるべき事項

--

【記入要領】

※1 「転用の時期」には、「(別添1)農地法の特例措置」の3の(3)の記載事項を簡潔に記載すること。

※2 「転用することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」には、「(別添1)農地法の特例措置」の5の記載内容を転記すること。

※3 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該活性化事業の用に供する土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書(全部事項証明に限る。)

(2) 当該活性化事業により施設の整備を行う場合にあつては、当該施設及び当該施設を利用するために必要な道路、用排水施設その他の施設の位置を明らかにした図面

(3) 当該活性化事業の用に供する土地を転用する行為の妨げとなる権利を有する者がある場合には、その同意があつたことを証する書面

(4) 当該活性化事業の用に供する土地が農用地区域内の土地であるときには、そのことを明らかにする図面

(5) 当該活性化事業の用に供する土地が土地改良区の地区内にある場合には、当該土地改良区の意見書(意見を求めた日から三十日を経過してもなおその意見を得られない場合には、その事由を記載した書面)

(6) その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定市町村が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定市町村と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

6 活性化事業の用に供するため開発行為(農振法第15条の2第1項)を行う場合の記載事項

該当なし

1 活性化事業の用に供する土地を農用地等以外の用に供する場合の記載事項

(1) 「4 活性化事業の実施に関する事項」に記載した土地のうち、土地番号①について(※1)

		規則第7条第1号に該当すると判断した理由
規則第7条第1号イ		
規則第7条第1号ロ		
規則第7条第1号ハ		
規則第7条第1号ニ		
規則第7条第1号ホ		
規則第7条第1号ヘ	(1)	
	(2)	
規則第7条第1号ト		

(2) その他参考となるべき事項

--

2 活性化事業の用に供する土地を農用地等の用に供する場合の記載事項

該当なし

(注) 農振法第15条の2第1項に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。また、「(別添2) 農振法の特例措置」を添付すること。

1 工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日
2 農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要(※2)	
3 防災措置の概要(※3)	
4 その他参考となるべき事項	

【記入要領】

※1 当該活性化事業の用に供する土地毎に記入することとし、「4 活性化事業の実施に関する事項」の土地番号との整合を図ること。

※2 「農用地等としての利用を困難にしないための措置」欄には、開発行為後の土地農用地等の用に供する場合にあって、農用地等としての利用を困難にしないための措置の概要を記載すること。

※3 「防災措置の概要」欄には、活性化事業に係る開発行為により周辺の農用地等に土砂が流出し又は崩壊する等により災害を発生させるおそれがある場合に、それを防止するための措置を記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1) 当該開発行為を行う土地の位置及び付近の状況を明らかにした図面

(2) 当該開発行為が建築物その他の工作物の新築、改築又は増築である場合にあっては、当該開発行為を行う土地における当該建築物その他の工作物の位置を明らかにした図面。

(3) その他参考となるべき書類

7 都市計画法に関する記載事項(農林漁業等振興等施設整備事業に関する事項)

該当なし

(注) 特定開発行為若しくは建築行為等(法第5条第11項)に対し、都市計画法に係る特例措置を必要とする場合に記載すること。
 また、「(別添3) 都市計画法の特例措置」を添付すること。
 (注) 特定開発行為若しくは建築行為等を行う者から都道府県知事への許可申請が別途必要であることに留意すること。

1 特定開発行為を行う場合の概要

開発区域に含まれる土地(※1)	
開発区域の面積	平方メートル
開発の目的、予定建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

2 建築行為等を行う場合の概要

建築物の種別(※2)	
建築物を建設しようとする土地、用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在(※3)	
建設しようとする建築物、用途の変更後の建築物の用途	
工事予定年月日	着手 年 月 日 ~ 完了 年 月 日

【記入要領】

※1 開発区域内の土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

※2 建築物の新築、改築、用途の変更の別を記載すること。

※3 該当する土地の土地番号(4 活性化事業の実施に関する事項の土地番号)を全て記載すること。

(添付書類)

以下の書類を添付すること。

(1)当該農林漁業団体等(個人である場合を除く。)の定款又はこれに代わる書面

(2)当該農林漁業団体等の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書

(これらの書類がない場合にあつては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類)

(3)特定開発行為を行う場合には、

① 開発区域(開発行為をする土地の区域)の位置を表示した地形図

② 現況図(a 地形、b 開発区域の境界、c 開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設を表示したもの)

③ 土地利用計画概要図(a 開発区域の境界、b 公共施設の位置及びおおむねの形状、c 開発行為に係る建築物の敷地のおおむねの形状を表示したもの)

④ その他参考となるべき書類

(4)建築行為等を行う場合には、

① 付近見取図(方位、建築行為等に係る建築物の敷地の位置及び当該敷地の周辺の公共施設を表示したもの)

② 敷地現況図(建築行為等に係る建築物の敷地の境界及び当該建築物の位置を表示したもの)

③ その他参考となるべき書類

※ 都道府県知事等の同意手続が無い場合(指定都市等が活性化計画を作成する場合、都道府県が活性化計画を作成する場合(指定都市等と共同で活性化計画を作成しない場合を除く。))にも特例を講じるために必要な書類であることから、同意に際して提出する必要はないが、用意すること。

8 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

該当なし

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類(※1)	土地所有者		権利の種類(※1)	土地所有者		農地(※2) 市民農園整備 促進法第2 条第2項第1号 イ・ロの別	市民農園施設 種別(※3)	
						氏名	住所		氏名	住所			
/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別(※5)	構造(※6)	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	/	/	/	/	/	/
工作物	/	/	/	/	/	/
計	/	/	/	/	/	/

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号ニ)

【記入要領】

- ※1 「権利の種類」欄には、取得等する権利について「所有権」「地上権」「賃借権」「使用貸借」などについて記載する。
- ※2 「市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別」欄には、イまたはロを記載する。
- ※3 「種別」欄には市民農園施設の種別について「給水施設」「農機具収納施設」「休憩施設」などと記載する。
- ※4 (1)に記載した市民農園の用に供する市民農園施設のうち建築物及び工作物について種別毎に整理して記載する。
- ※5 「種別」には(※3)のうち、建築物及び工作物である施設の種別を記載する。
- ※6 「構造」については施設の構造について「木造平屋」「鉄筋コンクリート」などと記載する。
- ※ 市町村は、市民農園の整備に関する事業を実施しようとする農林漁業団体等より、市民農園整備促進法施行規則(平成2年農林水産省・建設省令第1号)第9条第2項各号に掲げる図面の提出を受けておくことが望ましい。

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名: _____ (※1)

該当なし

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

--

(2) 目標

--

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域(省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類(実施するものに○を付すること)

1号事業	
<input type="checkbox"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成20年法律第78号。以下「多面法」という。)第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
<input type="checkbox"/>	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
<input type="checkbox"/>	2号事業(中山間等地域等直接支払交付金)
<input type="checkbox"/>	3号事業(環境保全型農業直接支払交付金)

② 実施区域

--

(2) 活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業(多面法第3条第3項1号の事業)

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

--

2) 活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動(※2)

--

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動(※3)

--

② 省令第2条第5号ニの事業(多面法第3条第3項2号の事業)

1) 農業生産活動の内容(※4)

--

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動(※5)

--

③ 省令第2条第5号ホの事業(多面法第3条第3項3号の事業)

1) 自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容(※6)

--

2) 1)の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容(※7)

--

3 省令第2条第5号ホに関する事項(多面的機能発揮促進事業の実施期間)(※8)

--

【記入要領】

- ※1 組織毎に作成すること。
- ※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1)農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2)資源向上支払(共同)」及び「(3)資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
ただし、交付金額に係る記載は不要。
- ※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

- (1)多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書
- (2)多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2～7のうち事業の申請に必要なもの
- (3)多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

別紙

地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
農地維持支払	年度	年度
資源向上支払(共同)	年度	年度
資源向上支払(長寿命化)	年度	年度
中山間地域等直接支払	年度	年度
環境保全型農業直接支払	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)						うち遊休農 地面積
	田	畑	草地	採草放牧地	計	
多面支払	a	a	a		a	a
中山間直払	a	a	a	a	a	a
	傾斜	傾斜	傾斜	傾斜		
取組 面積 (※2)						a

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
		km	km
うち、資源向上支 払(長寿命化)の 対象施設	km	km	箇所

3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

【記載要領】

※1 多面支払の認定農用地は、集落が管理する農用地を記載する。

※2 環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要領別紙第2の1の(2)活動計画書のIVの4の交付金額の取組面積の合計を記載するものとする。

(別添)

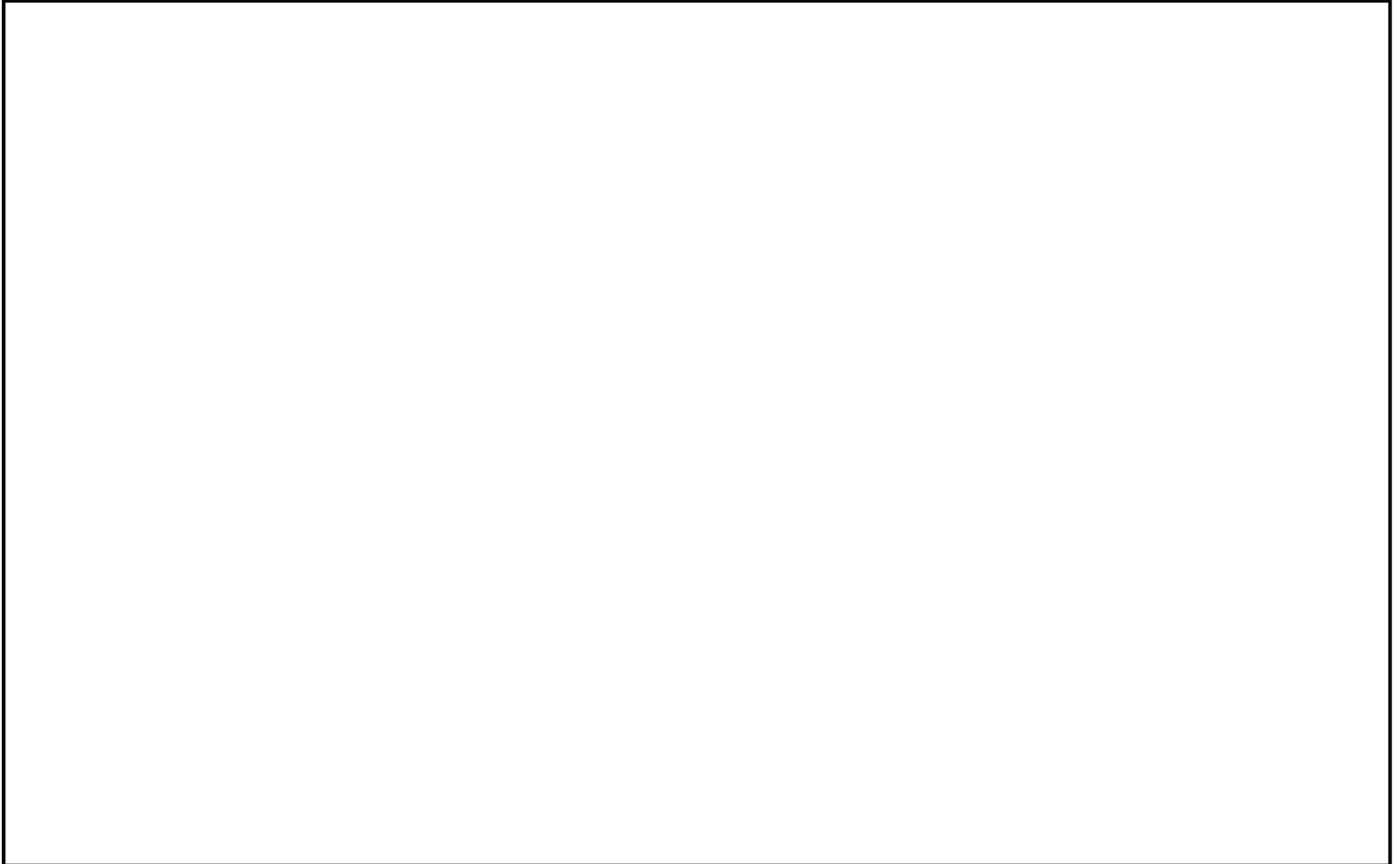
実施区域位置図

組織名称:

1号事業(多面支払)

2号事業(中山間直払)

3号事業(環境直払)



10 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

(注) 権利の移転等を伴う農地転用等の特例を必要とする場合に記載し、別途「所有権移転等促進計画」を作成すること。

該当なし

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針(※1)		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法(※2)		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準(※3)		
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準(※4)		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法(※5)		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件(※6)		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

- ※1の「農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針」欄は、法第5条第10項第1号の規定により、農用地の集団化等への配慮等農林地所有権移転等促進事業の実施に当たっての基本的な考え方を記載する。
- ※2の「移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法」欄には、法第5条第10項第2号の規定により、移転の対価を算定するときの基準について記載する。
また、支払いの方法については、例えば、「口座振込」など支払い方法が明確になるよう記載する。
- ※3の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、存続期間を設定する基準について記載する。
- ※4の「設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準」欄には、法第5条第10項第3号の規定により、残存期間を設定する基準について記載する。
- ※5の「設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法」欄には、地代又は、借賃をどのように算定するのか、支払いの方法についてはどのように行うのかを記載する。
- ※6の「農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件」欄には、例えば、有益費の償還等権利の条件の内容を記載する。
- ※7の「その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項」欄には、農林地所有権移転等促進事業によって成立する当事者間の法律関係が明らかになるよう、「賃貸借」「使用貸借」「売買」等を記載する。

11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

道の駅しもべ

- ・加工実習室の利用者数・利用団体数及びイベントの回数で評価。
- ・直売所での売上げの変化で評価。
- ・新たに始める軽食の販売数で評価。
- ・第3者を含めた委員会で評価する

給食センター

- ・製造量、出荷数、販売数で評価。
- ・地域生産者の労働者数で評価。
- ・第3者を含めた委員会で評価する

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。
 - ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
 - ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
 - ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。
- ②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。